

「しんかまにぎわい広場」出店募集要項

■ 目的

「しんかまにぎわい広場事業」は、市民の鎌ヶ谷への愛着を高めるとともに、市外の住民の視点で「訪れてみたい」「住みたい」「住み続けたい」と思われる魅力ある都市への成長を目指した事業です。

本事業は、多くの人を新鎌ヶ谷に呼び込み、本市への来訪者や定住者を増やすことで「新鎌ヶ谷地区の賑わいの創出」を図ることを目的としています。

■ 主催・運営

鎌ヶ谷市

■ 開催期間

平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日

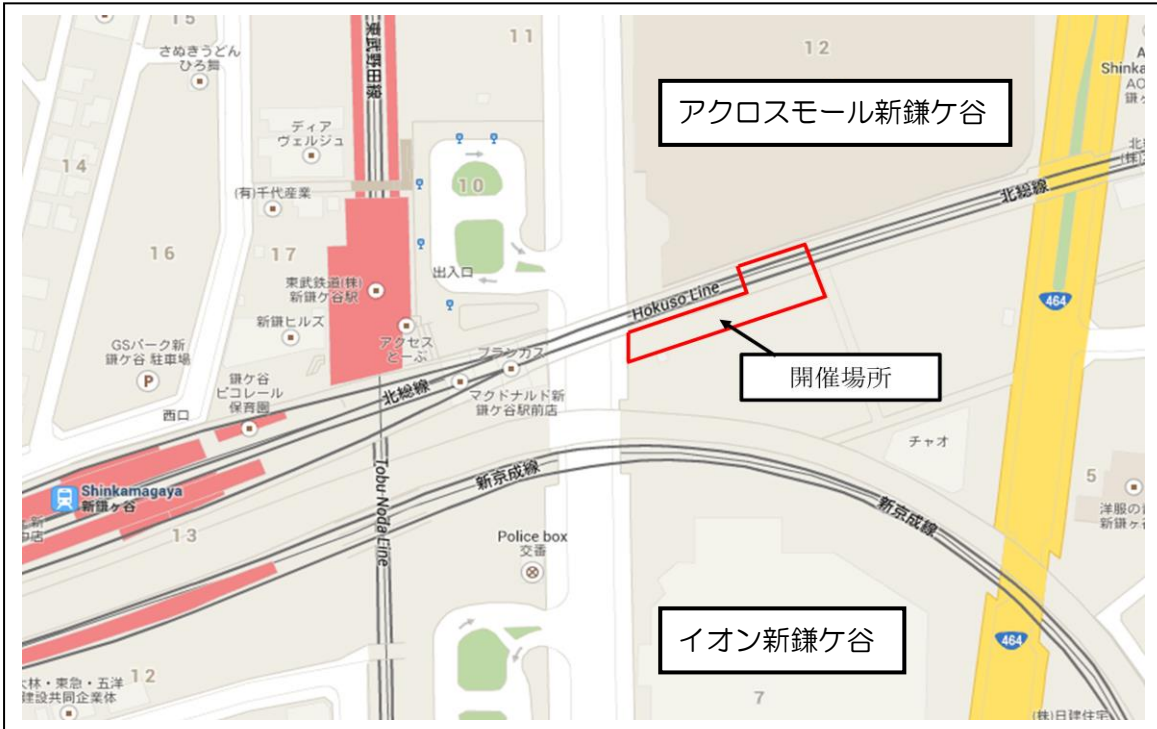
■ 営業時間

週7日間営業（月～日曜日）12時～23時

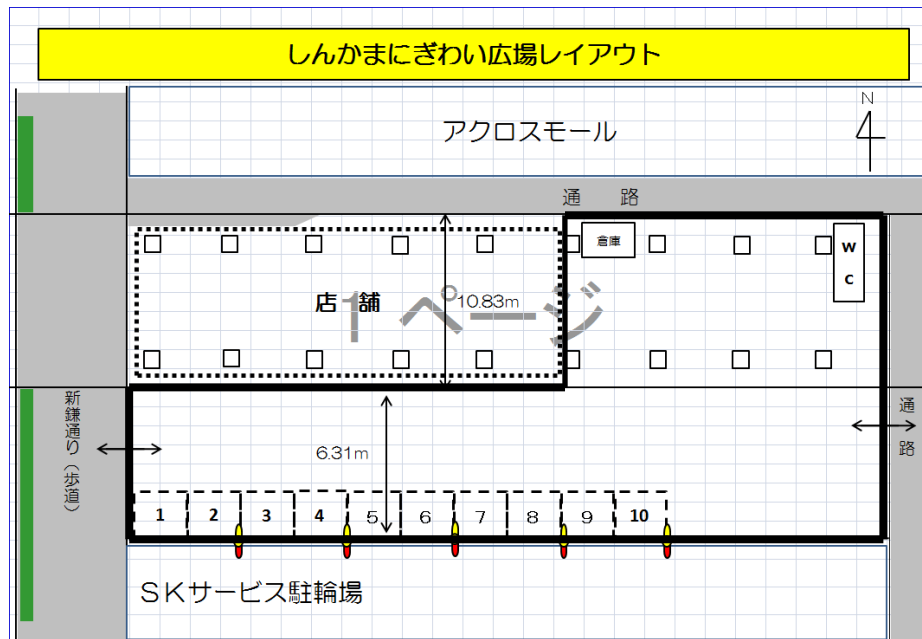
※営業日数については、ご相談ください。

■ 会場（下図のとおり）

新鎌ヶ谷駅（東武野田線、新京成線、北総鉄道、成田スカイアクセス線）から徒歩1分
北総鉄道高架下用地及び新鎌ヶ谷地区中街区歩行者通路用地



■ 会場レイアウト（出店スペース）



【出店概要】

1 出店対象者

出店を希望される企業及び個人

2 公募条件

(1) 募集業種は、飲食業、小売業、サービス業とします。

※出店にあたっては、新鎌ヶ谷地区の賑わいの創出が期待できる飲食物や鎌ヶ谷市のPRに繋がるものを取り扱う事を出店の条件といたします。

※「商品券その他金券の類」の販売は禁止いたします。

(2) 出店場所には、上下水道・ガス等の設備がありません。

また、鉄道高架の隣接地であるため、直火を使用して調理する場合は、「移動営業車（キッチンカー）」、「防火処置を施したテント」又は「コンテナ」による出店とします。直火を使用しない場合は、特に制限等はありません。

※コンテナ出店の場合は、会場の都合上、別途協議が必要となりますのでご注意ください。

※防火処置を施したテントによる出店の場合は、出店ごとに設営及び撤去していただくものとします。（長期間にわたる設置は禁止）

3 募集期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間、出店につきましては、「1ヶ月単位での出店（月極め出店）」、「1日単位での出店（スポット出店又はおためし出店）」とさせていただきます。なお、「1ヶ月単位での出店（月極め出店）」にあたっては、複数ヶ月にわたっての申請をすることができます。

4 出店負担料

- (1) 月 極 め (月額) 18,000円/月 (電気料金含む)
- (2) スポット (日額) 1,500円/日 (電気料金含む)
- (3) おためし (日額) 無 料/日 (電気料金含む)

※出店負担料の納入期限は、出店開始日前の最後の平日とします (イベント開催に合わせての出店の場合は、出店日以後最初の平日)。

5 出店申込 (業種別)

(1) 共通事項

いずれの業種 (飲食業・小売業・サービス業) の方も、まず、「**行政財産使用許可申請書**」(第82号様式)、「**行政財産使用料減免申請書**」、「**しんかまにぎわい広場出店申込書**」(別記様式1)、**出店誓約書**(別記様式4)を記入の上、それぞれの出店形態に応じて、以下の書類と合わせて、鎌ヶ谷市へ郵送またはご持参ください。

※申請から許可まで時間がかかりますので、出店したい日の15日前までに書類の提出をお願いします。

(2) 飲食業の場合

〈出店条件〉

- ①出店時に「千葉県内一円」の「食品営業許可」を取得している必要があります。
- ②生産物賠償責任保険 (PL保険) に加入している必要があります。
- ③監督官庁の指導や関係法規を遵守していただきます。
- ④過去に食品衛生法並びに関連する条例等に基づく処分を受けた方は出店できません。

〈提出書類〉

- ①食品営業許可証のコピー
- ②食品衛生責任者証のコピー (調理師免許のコピーでも可)
- ③調理従事者検便成績書 (腸内細菌検査) のコピー
- ④生産物賠償責任保険 (PL保険) 証書のコピー
- ⑤移動営業車 (キッチンカー) の場合は、その車の車検証のコピー

移動営業車：食品営業許可証の許可の条件に、「自動車を利用した営業」と記載されているものです。

- ⑥出店形態及び調理場の平面図
- ⑦食品の仕入れ先一覧 **別記様式2**
- ⑧調理従事者リスト **別記様式3**
- ⑨模擬店等の開設届

模擬店等の開設届：一時的に催される行事等に伴い、飲食関係の臨時出店す

る方が対象となります。恒常的に出店する方は、食品営業許可証が必要です。

〈出店方法〉

飲食業の出店にあたっては、所管官庁の指導等により、出店形態は「簡易営業」もしくは「移動営業車（キッチンカー）」のいずれかとし、それぞれ必要となる設備は以下のとおりです。

○簡易営業【1工程のみの調理を行う】の場合

ポリタンク2個（18L以上コック付）、排水バケツ、調理器具、アルコールスプレー、クーラーボックス（温度計付）等冷蔵設備、食器類保管ケース、ふた付ゴミ箱

○簡易営業以外【2工程以上の調理を行う】の場合

シンク、手洗い、調理器具、冷蔵設備（温度計付、クーラーボックス不可）

（3）飲食業以外（小売業、サービス業）の場合

〈提出書類〉

- ①営業許可証等のコピー
- ②販売商品リスト 別記様式5
- ③従事者リスト 別記様式6

※継続して出店する場合、出店内容等に変更がない場合は、「食品の仕入れ先一覧」（別記様式2）、「調理従事者リスト」（別記様式3）、「出店誓約書」（別記様式4）、「販売商品リスト」（別記様式5）、「従事者リスト」（別記様式6）までの提出を省略することができます。

6 出店許可

しんかまにぎわい広場に出店を希望するものから申請があった場合において、これを許可したときは、「行政財産使用許可書」（第84様式）、「行政財産使用料減免決定通知書」を交付します。出店の許可を受けたものは、許可書を常時携行し、鎌ケ谷市から提示を求められた場合は拒むことができません。

7 注意事項

（1）出店区画（1区画3m×5.5m）

- ①出店希望者が多数の場合は、鎌ケ谷市による抽選により決定いたします。
- ②出店区画は、出店の許可後、抽選等により決定させていただきます。各出店者は、出店当日までに、電話などにより出店区画の確認をお願いいたします。
- ③移動営業車（キッチンカー）で月極出店する場合、又は2日間以上連続して出店する場合は、会場内に移動営業車（キッチンカー）を駐車する事ができます。ただし、駐車期間中、移動営業車（キッチンカー）の遺失又は破損等が発生しても、鎌ケ谷市はこれに対する一切の責任を負いません。

④各出店者は、しんかまにぎわい広場の会場内に設置されている電気コンセントを、使用することができます。ただし、会場内の電力の都合により、出店者1区画につき1,000wまでといたします。(出店者で使用できるコンセントは原則1つまでといたします。)

⑤しんかまにぎわい広場の会場内は、移動営業車(キッチンカー)等が往来するため、各出店者は出店区画の範囲から越えないよう注意してください。

(2) 出店者の会場管理

出店者の協力のもと、しんかまにぎわい広場の来場者が快適に利用できるよう、以下の業務に協力していただきます。

①会場の開錠及び施錠

②イス及びテーブルの設置及び撤収(各出店者は最低限イス4脚、テーブル1脚を設置及び撤収すること)

③ゴミ箱の設置及び撤収(ゴミは「燃やすゴミ」「ペットボトル」「ビン」「カン」によって分別し、ゴミ袋の口は必ず縛って倉庫内に保管すること)

④倉庫の開錠及び施錠

⑤会場の清掃(会場が見苦しくならない程度)

⑥トイレの消耗品の補充

(3) 管理保全

①会場の運営については、鎌ヶ谷市の指示に従っていただきます。

ご協力いただけない場合は、営業時間内であっても出店を中止していただくことがあります。

②出店者の生産物に対して補償の責任を負いません。

③出店者の行為により事故が発生したときは、当該出店者の責任において解決するものとし、鎌ヶ谷市は、これに対する一切の責任を負いません。

④各出店者が出したゴミは、各自お持ち帰りください。

⑤排水設備はありませんので、必要に応じて、出店者は各出店スペースに排水タンクを用意してください。

⑥出店により出た排水は、各出店者でお持ち帰りください。

⑦火気を使用する出店者は、必ず消火器を備え付けてください。

⑧出店は基本的に申請者本人が営業を行ってください。出店権利の第三者譲渡・貸与は禁止します。出店者は、主催者より提供されたスペースを有償・無償に関わらず、第三者に譲渡・貸与及び出店者同士で交換することはできません。

⑨コンテナ出店する場合は、基礎工事等により、コンテナを市有地に定着させないようにしてください。

⑩期間中に中絶することが出来なくなった場合は、出来る限り早く、鎌ヶ谷市に

連絡してください。なお、期間内に出店できなくなっても、出店負担金は全て支払うものとします。

⑪週7日間出店することを原則といたします。ただし、やむを得ない事情等により、週7日間開店することが難しい場合等は、事前にご相談ください。

なお、開店する日数が極端に少ない場合等は、鎌ヶ谷市から改善勧告をさせていただくことがあります。それでも改善が見られない場合は、出店をご遠慮していただく場合があります。そのような場合においても、出店負担金は返金いたしません。

⑫周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為はお断りいたします。

⑬飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任を持って清掃してからお帰りください。

(4) 未成年者の対応

しんかまにぎわい広場では、未成年者の飲酒及び喫煙について、厳に禁止しております。各出店者は未成年に対して、酒類等の販売をしないよう十分注意してください。

(5) 歩行者の安全確保

しんかまにぎわい広場の会場周辺は歩行者の往来が多いことから、会場への出入庫に際して歩道等を横切の際は、往来する歩行者等に十分注意してください。

また、関係者による交通誘導がある場合は、その指示等に従うものとし、歩行者等の安全確保に努めるものとします。

(6) イベント開催時の対応

しんかまにぎわい広場では、通常の出店と併せて、集客を図るためのイベントを開催する場合があります。その場合は、鎌ヶ谷市及び関係者の指示等に従うものとし、イベントの実施に協力するものとします。

(7) その他

①飲食店営業に関する許認可手続きは出店者が行うものとします。また、保健所等により指示があった場合は、それに従って販売していただきます。

②原則として、出店申込後のキャンセルはできません。お支払いいただいた出店負担料について、返金はできかねますので予めご了承ください。

③当該要項に定めのない事項については、出店者との協議により決定いたします。

8 禁止事項

しんかまにぎわい広場の来場者が快適に利用できるよう、出店者が以下に掲げる事項に該当する場合は、出店を不許可または取り消しいたします。

(1) 公序良俗に反するおそれ、又は暴力その他不法行為を行うおそれがあると認められる場合。

- (2) 政治活動を目的とした議員（立候補者を含む）、政治団体等による出店と認められる場合。
- (3) 宗教団体等による出店と認められる場合。
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらに準ずると認められる場合。
- (5) 販売に際し、著しく音響、発煙、臭気を伴うもの、又は危険と認められる場合。
- (6) 法律により販売が禁止されているものを販売していると認められる場合。
- (7) その他、鎌ヶ谷市が禁止する行為をした場合。

9 出店許可の取消し等

以下に掲げる事項に該当する場合は、許可の取り消しや出店中においても中止させていただくことがあります。

- (1) 出店者がこの募集要項に違反した場合
- (2) 出店者が事実を偽って申し込んだ場合
- (3) 出店者が許可に付された条件に違反した場合
- (4) 災害その他不可抗力によって、会場の利用ができなくなった場合
- (5) その他、管理運営上、鎌ヶ谷市において必要があると認める場合

10 出店者への支援

鎌ヶ谷市は、出店者に対して、以下の支援を行います。

- (1) 鎌ヶ谷市の広報及びホームページ等を通じて、定期的・継続的にしんかまにぎわい広場のPRに努めます。
- (2) しんかまにぎわい広場を会場に、各店舗が一体となって定期的・継続的に多彩なイベントを開催し、しんかまにぎわい広場の知名度と集客力を高めるように努めます。

1.1 申込み及び問合せ先

鎌ヶ谷市 市民生活部 商工振興課

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

TEL 047(445)1240

FAX 047(445)1400

しんかまにぎわい広場出店までのフロー

出店者

市

(1) 行政財産使用許可申請書（第82号様式）、行政財産使用料減免申請書、しんかまにぎわい広場出店申込書（別記様式1）、出店誓約書（別記様式4）を市に提出します。また、出店の業種によって、提出していただく書類が異なります。

- ①食品の出店…食品の仕入れ先一覧（別記様式2）
調理従事者リスト（別記様式3）
- ②食品以外の出店…販売商品リスト（別記様式5）
従事者リスト（別記様式6）

申請から許可を出すまでに時間がかかりますので、出店したい日の15日前までに提出お願いいたします。（厳守）

(2) 出店者から提出された書類の確認。不備等がある場合は、出店者と調整する。

出店者

市

(3) 市から行政財産使用許可書（第84号様式）、行政財産使用料減免決定通知書を発行。出店者は、出店負担料を支払う。

しんかまにぎわい広場出店

提出が必要な書類（食品）

別記様式1…しんかまにぎわい広場出店申込書
別記様式2…食品の仕入れ先一覧
別記様式3…調理従事者リスト
別記様式4…誓約書
第82号様式…行政財産使用許可申請書
行政財産使用料減免申請書
食品営業許可証のコピー
食品衛生責任者証のコピー
調理従事者検便成績書（腸内細菌検査）のコピー
生産物賠償責任保険（PL保険）証書のコピー
移動営業車（キッチンカー）の場合は、その車の車検証のコピー
出店形態及び調理場の平面図
（模擬店等の開設届）

提出が必要な書類（食品以外）

別記様式1…しんかまにぎわい広場出店申込書
別記様式4…誓約書
別記様式5…販売商品リスト
別記様式6…従事者リスト
第82号様式…行政財産使用許可申請書
行政財産使用料減免申請書
営業許可証等のコピー

【提出書類一覧表】 ※出店概要をよくご確認のうえ、下記の書類を提出してください。

	飲食業	飲食業以外（小売業・サービス業）
事前提出するもの	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政財産使用許可申請書 第82号様式 ● 行政財産使用料減免申請書 ● しんかまにぎわい広場出店申込書 別記様式1 ● 出店誓約書 別記様式4 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品の仕入れ先一覧 別記様式2 ● 調理従事者リスト 別記様式3 ● 食品営業許可証のコピー ● 食品衛生責任者証のコピー ● 調理従事者検便成績書（腸内細菌検査）のコピー ● 生産物賠償責任保険（PL保険）証書のコピー ● 移動営業車（キッチンカー）の場合、その車の車検証のコピー1部 ※移動営業車：食品営業許可書の許可の条件に「自動車を利用した営業」と記載されているもの ● 出店形態及び調理場の平面図 ● 模擬店等の開設届 ※一時的に催される行事等に伴い、飲食関係の臨時出店する方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売商品リスト 別記様式5 ● 従事者リスト 別記様式6 ● 営業許可証等のコピー